

中心市街地店舗，事務所等開設促進補助金

従業者を1名以上雇用し，建物を賃借して事業を開始する際の改装費，償却資産取得費用を一部補助します。

○補助上限額 ※補助金は事前申請制になります。

・補助率 **1/3** ・補助対象経費 **店舗の改装に係る経費，償却資産の購入費**

店舗等の床面積に応じた金額を補助します。

・100㎡～200㎡未満	上限 200万円
・200㎡～300㎡未満	上限 300万円
・300㎡～400㎡未満	上限 400万円
・400㎡以上	上限 500万円

※さらに新たに雇用する従業者（水戸市に住民票がある方）が3名以上の場合最大 **100万円**の加算金があります。

○補助要件 以下の要件をすべて満たすことが必要になります。

対象者

- ・床面積 100㎡以上の建物を賃借し，新たに事業を開始する方
- ・賃借物件の所有者，または，所有者の三親等以内の親族でない方
- ※物件所有者及び補助申請者またはいずれかが法人の場合は，役員を含む
- ・水戸市税の滞納がない方

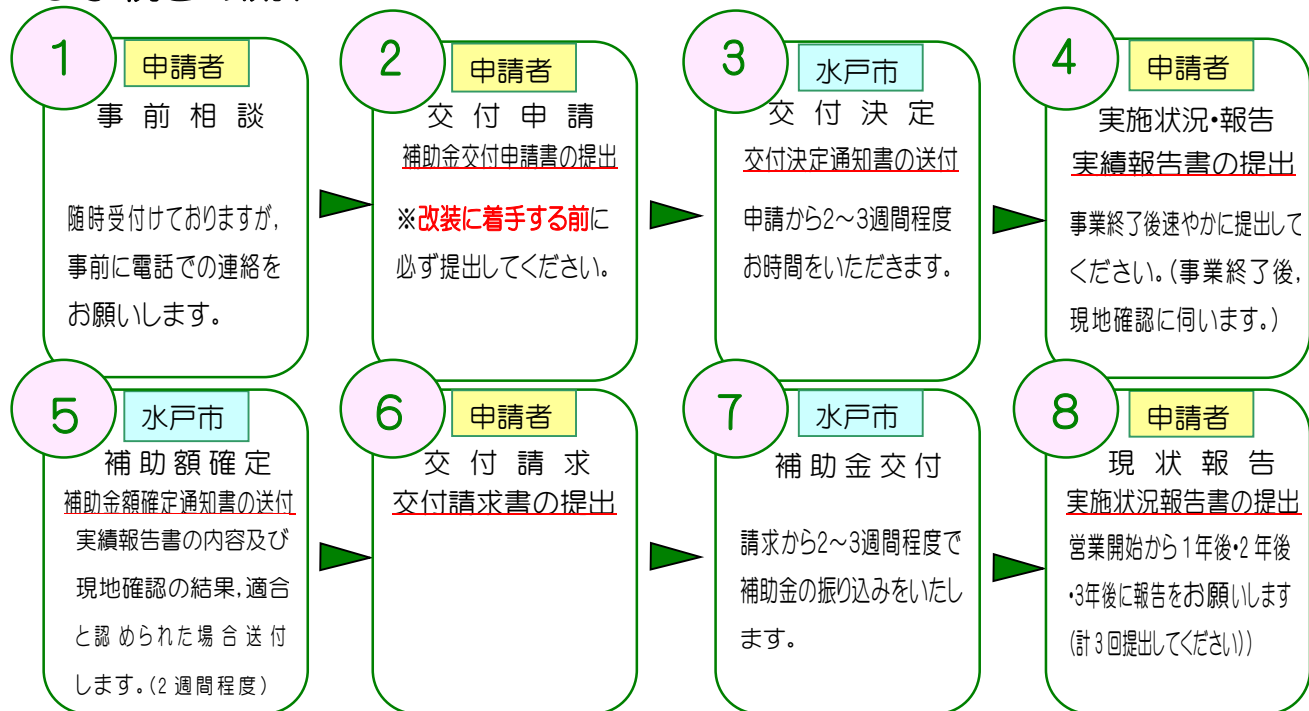
対象事業

- ・交付申請日から対象事業開始日までの間に従業者として**水戸市に住民票がある方を1人以上雇用**する予定であること※社会保険加入の従業者に限る
- ・3年以上継続して事業を行うこと
- ・対象エリアに存する店舗・事務所の閉鎖を伴わないこと
- ・営業等に必要な許認可を受けていること
- ・水戸市の以下の補助金を受けていないこと
（空き店舗対策補助金，企業立地促進補助金）

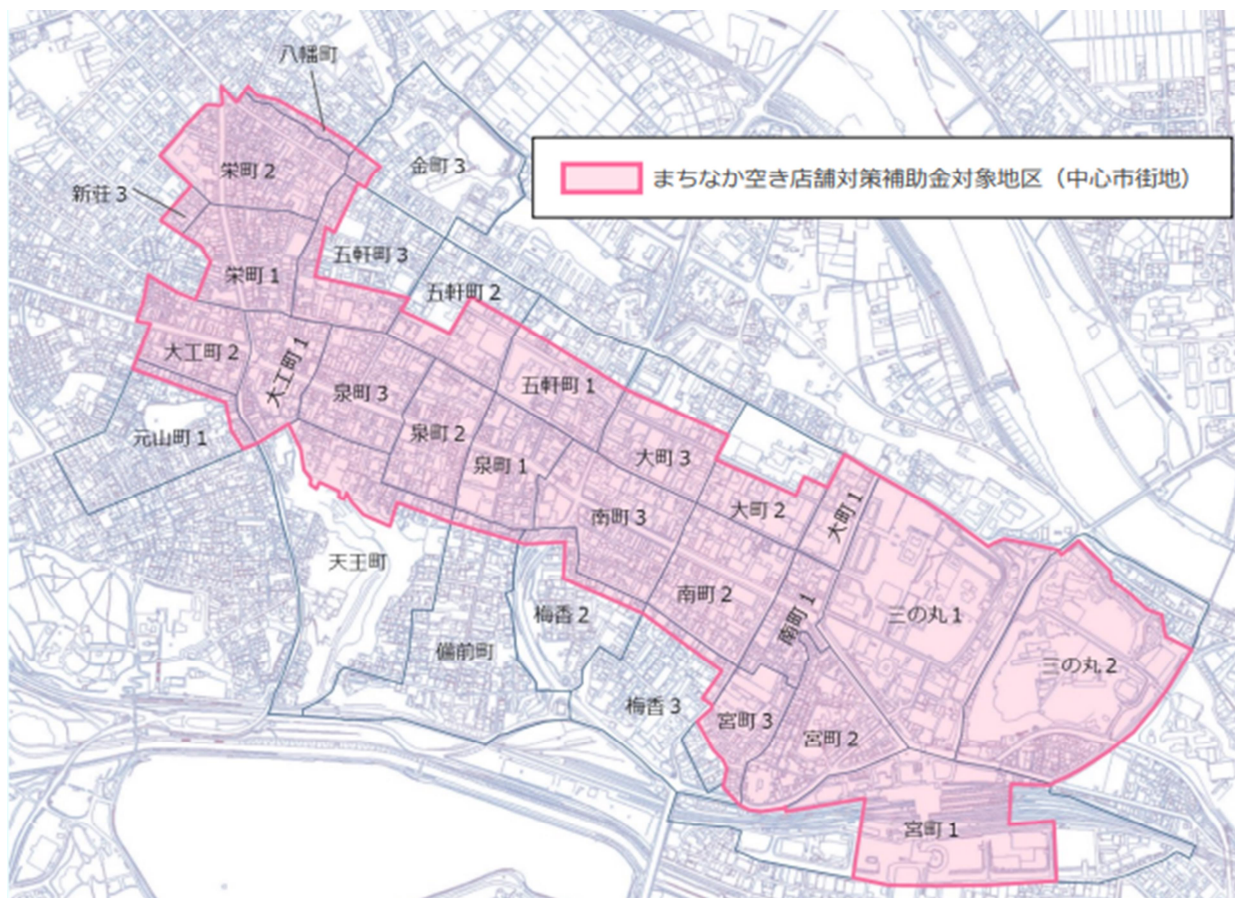
対象エリア

- ・中心市街地地区（水戸駅周辺～大工町付近まで）
- ※裏面エリア図参照

○手続きの流れ…店舗の改装に着手する前に必ず申請書の提出をしてください。



○対象エリア図



○お問い合わせ…水戸市産業経済部商工課 〒310-8615 水戸市中央1-4-1 水戸市役所5階

Tel:029-232-9185 Mail:commerce@city.mito.lg.jp